

簡易な修繕等参加登録事項等変更届の提出について

簡易な修繕等参加登録制度の申請後に申請内容に変更があったときは、簡易な修繕等参加登録事項変更届に下記の提出書類を添付のうえ提出してください。

市税の完納証明書は発行から3か月以内のものを提出してください（写し可）。

No	変更事項	提出書類
1	代表者 商号又は名称 住所 電話（携帯電話）番号 FAX番号 メールアドレス 地区（小学校区）	変更届のみ
2	使用印鑑	変更届のみ（変更届に押印のこと）
3	個人から法人に 組織変更	市税の完納証明書 ※1
		法人等の設立・事業所設置申告書 ※2
4	法人から個人に 組織変更	市税の完納証明書 ※1
5	希望業種の追加	変更届
		営業資格証明書等の写し（資格がないと営業ができない業種のみ）
6	希望業種の削除	変更届のみ

※1 課税されていない場合は、事前に契約検査課までお問い合わせください。

※2 新しく富士市内に法人等を設立し、かつその法人等を参加登録しようとする場合に提出してください。

※3 受付票を郵送で希望する場合は、変更届の控え（写し可）及び返信用封筒（住所・名称を記載し切手を貼付したもの）を同封してください。控えに受付印を押印し、返送します。独自の受付票やはがき等がある場合は、そちらの使用も可能です。

※4 「口座振替申請書」に変更がある場合は、併せて提出してください。

※5 上記以外の変更事項等で提出書類が不明な場合は、事前に契約検査課までお問い合わせください。